

特定事業の選定について

厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に準じて、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を令和 2 年 4 月 16 日に公表した。

この度、PFI 法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

令和 2 年 6 月 22 日

厚木愛甲環境施設組合管理者 小林 常良

1 事業概要

1.1 事業名

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業

1.2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物（ごみ）処理施設

1.3 公共施設等の管理者

厚木愛甲環境施設組合管理者 小林 常良

1.4 事業目的

本事業では、組合が将来にわたって安定的かつ安全なごみ処理体制を維持していくため、2025 年度中に新たな可燃ごみ等の処理施設（ごみ中間処理施設）を整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

民間事業者は、本施設の機能面、安全面に配慮するとともに最新の経済観念も導入してコスト（建設費及び運営費）低減を重視した計画とする。

1.5 事業概要

本事業は、DBO 方式（公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式）により実施する。本事業の設計・施工業務は、民間事業者単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。本事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は、30 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2、1/3）の対象事業として実施する予定である。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地及び整備範囲

事業用地：厚木市金田 1611-イ-1 ほか（約 5.5ha）

整備範囲：上記約 5.5ha 及びその周囲

(2) 用地面積

約 5.5ha

（施設エリア：約 1.8ha、災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）：約 3.7ha）

(3) 土地利用規制

都市計画区域：厚木市都市計画区域内

用途地域：指定なし

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

日影規制：規制なし

斜線制限：道路 \angle 1.25、隣地 20m+ \angle 1.25

建ぺい率 : 50%以下
 容積率 : 100%以下
 都市施設 : ごみ焼却場（厚木市告示第 433 号）
 緑化率 : 開発しようとする区域面積に対して 15%以上（厚木市住みよ
 いまちづくり条例）
 緑地の面積の敷地面積に対する割合 20%以上、環境施設の
 面積の敷地面積に対する割合 25%以上（工場立地法（工場
 立地に関する準則））
 現況地盤高 : T. P. +21. 66 m

(4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、募集要項に示すこととする。

2) 施設概要

ごみ中間処理施設は、構成市町村全域から発生する処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率のごみ発電設備を備えたごみ焼却施設である。ごみ中間処理施設の概要について次に示す。

高効率ごみ発電施設（全連続燃焼式ストーカ炉） 226t/日（113t/日・炉×2 炉）

粗大ごみ処理施設 12 t / 日（5h）

災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）

関連施設（要求水準書により整備される上記以外の全ての施設）

3) 年間計画処理量

(1) 高効率ごみ発電施設

項目	年間計画処理量 (t/年)
燃えるごみ（生活系、事業系）*	55,078

※粗大ごみ処理施設及びその他施設からの可燃残渣を含む。

(2) 粗大ごみ処理施設

項目	年間計画処理量 (t/年)
粗大ごみ	2,380

4) 施設規模等

高効率ごみ発電施設：226t/日（113 t / 日×2 炉 24h）

粗大ごみ処理施設：12t/日（5 h）

5) 処理方式

高効率ごみ発電施設：全連続燃焼式ストーカ炉

粗大ごみ処理施設：破碎・選別

6) 供用開始

2025年12月1日予定

7) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結（2021年8月予定）から2025年11月末まで

運営期間：2025年12月1日から2045年11月30日までの20年間

1.6 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、適用される関係法令等を遵守しなければならない。

2 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、組合が実施する業務に対して協力する。

2.1 設計・施工業務

- 1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。
- 2) 設計・施工業務の範囲は、事前調査、測量、地質調査、基本設計、実施設計のほか、土木工事、建築物、プラント、その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要な全ての工事を含む。
- 3) 建設請負事業者は、本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、計画通知等の本事業に必要な許認可手続、有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行う。
- 4) 建設請負事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等及び関係法令に基づく許認可申請等について、必要な資料作成等（設計内訳書及び工事内訳書を含む。）を行う。

2.2 運営業務

- 1) 運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、ごみ中間処理施設の運営業務として処理対象物を受け入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。なお、運営業務は、ごみ中間処理施設の誘導業務、運転管理業務、維持管理業務、エネルギー利用、用役管理、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、料金徴収業務、物品等の調達及び関連業務をいう。
- 2) 運営事業者は、焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミ等の適正処理及び保管を行う。灰引取業者等の引取条件を満足する一般廃棄物等については、組合が指定する灰引取業者等に引き渡す。

ごみ中間処理施設から発生する焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミ等について、安定的な資源化を確保するため、組合は、民間事業者が提案する灰引取業者等、若しくは組合独自で調達する資源化先、又はその双方に資源化を委託する。

- 3) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、場内及び隣接する災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）（照明・外灯、管理棟、トイレ、せせらぎ等）に供給し、余剰電力を電気事業者等へ売電する。なお、売電に係る手続等も運営事業者で行うが、売電収入は、組合に帰属する。また、余熱については、場外の余熱利用施設（既厚木市ふれあいプラザのリニューアル施設）に供給を行う。

2.3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計・施工に係る対価

組合は本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。

2) ごみ中間処理施設の運営に係る対価

組合は、ごみ中間処理施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で委託料として運営期間にわたって運営事業者に支払う。

なお、委託料は物価変動に基づき、組合と運営事業者が協議の上、年1回を限度に改定することができるものとする。

3 組合が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

3.1 評価の方法

本事業を PFI 法に準じた事業として実施することにより、公共サービス等水準の向上を期待できること及び事業期間全体における組合の費用負担の縮減を期待できることを特定事業選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・ 定性的評価
民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等水準の評価
- ・ 定量的評価
事業期間全体における組合の費用の総額（施設整備費、運営委託料等）の評価
- ・ 上記による総合的評価

なお、組合の費用の総額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる費用負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

3.2 定性的評価

本業務では、事業方式を DBO 方式とすることにより、主に、以下のような効果を期待することができる。

- 1) 効率的な事業の実施による公共サービス等水準の向上
運營業務を長期かつ包括的に委託することにより、民間事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで効率的に業務に取り組むことが期待できる。
その結果、長期的な視点での業務全体の最適化によるサービス等水準の向上が期待できる。
- 2) 民間事業者へのリスクの移転
リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に基づき、その責任分担を組合と民間事業者との間で明確にすることにより事業の安定性向上につながる。
DBO 方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、事業者が組合よりも効率的かつ効果的に管理可能であるものを対象としている。
そのため、民間事業者が有するリスク回避のノウハウをいかすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

3.3 定量的評価

定量的評価に当たっては、組合が自ら実施する場合の費用負担額と DBO 方式で実施する場合の費用負担額の比較を行った。

- 1) 前提条件
費用負担額の算定に係る前提条件は以下のとおり設定した。

表 1 費用負担額の算定に係る前提条件

項目	組合が自ら実施する場合 (公設公営)	DBO 方式で実施する場合
事業費※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備費 ・ 組合人件費 ・ 事業者選定支援業務費用 ・ その他施設整備関連費 供用準備費 ・ 運営費 ・ 火災共済 ・ 収入 (売電収入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備費 ・ 組合人件費 ・ 事業者選定支援業務費用 ・ その他施設整備関連費 供用準備費 建設期間中 SPC 組成・運営費 ・ 運営委託料 ・ 運営モニタリング費 ・ 火災共済 ・ 収入 (売電収入)
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国交付金 ・ 地方債 ・ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国交付金 ・ 地方債 ・ 一般財源 ・ 資本金
物価上昇率	-※2	
割引率	0.76%※3	

※1 事業費は、2019年11月に実施した事業者アンケート実施時に仮設定した施設規模(220t)の事業費を近似値として採用した

※2 物価上昇率は考慮しない

※3 割引率は、直近の事例として PFI 事業である厚木市ふれあいプラザ再整備事業において、令和元年 11 月の特定事業の選定にて設定された「0.76%」を適用した（平成 21 年度～平成 30 年度の財務省の国債（10 年債）における表面利率及び GDP デフレーターを用いて割引率を設定）

2) 費用負担額の比較

上記の前提条件に基づき、組合が自ら実施する場合（公設公営）及び DBO 方式で実施する場合の費用負担額を事業期間全体において年度別に算定し、現在価値換算額で比較した結果、本事業を組合自ら事業を実施する場合に比べ、DBO 方式で実施する場合は、約 6.2%（約 18.5 億円（現在価値換算））の縮減を期待することができる。

3.4 総合評価

本事業は、DBO 方式で実施することにより、効率的なリスクの分担、公共サービス等水準の向上を期待することができる。また、組合自ら実施する場合に比べ、事業期間全体における組合の費用の総額について約 6.2%の縮減を期待することができる。

以上の結果、本事業を DBO 方式で実施することが適切であると認められるため、PFI 法第 7 条に準じて本事業を特定事業として選定する。